

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画

1 広域連合の趣旨

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して広域連合及び和歌山県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

2 広域計画の項目

広域計画は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること

3 広域連合及び関係市町村が行う事務

（平成19年度）

- （1）平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において、電算処理システムの整備を行い、関係市町村とネットワークで結んで情報を共有し事務の効率化を図るとともに、必要な準備作業を行う。

（平成20年度以降）

- （1）被保険者の資格の管理に関すること

被保険者資格管理に関しては、被保険者の資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。

関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

- （2）医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理する。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課は関係市町村の持つ課税情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の徴収及びその滞納整理は、関係市町村が行う。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合と関係市町村が協力して、被保険者の健康増進のために必要な事業を行うように努める。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

新しい制度に対する住民の正しい理解を得るため、広報活動等を行うとともに、関係市町村と連携して住民からの問い合わせや相談等に対応する。

4 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後、5年間を単位に計画期間満了前に見直しを行うこととする。

ただし、事務の追加等により計画変更の必要が生じた場合、広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととする。